

## 千葉県消防局防災用映像情報システム運用要綱

平成16年3月15日  
15千消指第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内において発生する災害を早期に発見し、その被害の状況を把握するための千葉県消防局防災用映像情報システムの適正な運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カメラシステム 防災情報カメラシステムをいい、市内3か所に設置した消防用高所監視カメラで撮影した市内の映像を無線装置又は光ケーブルにより消防局に伝送し、当該映像を監視モニターに映し出す装置をいう。
- (2) ヘリテレシステム ヘリコプターテレビ電送システムをいい、ヘリコプターに搭載したカメラで撮影した映像を無線装置により消防局に伝送し、当該映像を監視モニターに映し出す装置をいう。
- (3) 地球局 衛星地球局無線設備をいい、カメラシステム及びヘリテレシステムによる映像を地域衛星通信ネットワークの衛星回線（以下「衛星回線」という。）を使用して総務省消防庁その他の防災関係機関に伝送する装置及び他の防災関係機関から衛星回線により伝送された映像を受信する装置をいう。
- (4) 配信システム 災害映像配信システムをいい、消防局が収集し、保有する災害に関する映像情報（以下「災害映像情報」という。）を消防署、消防出張所、市役所、区役所及びその他の関係機関に配信する装置をいう。
- (5) 映像情報システム 防災用映像情報システムをいい、カメラシステム、ヘリテレシステム、地球局及び配信システムで構成される映像利用のためのシステムの総称をいう。

(6) 運用課 カメラシステム及びヘリテレシステムを操作する消防局警防部指令課（以下「指令課」という。）及び消防局警防部航空課航空隊（以下「航空隊」という。）をいう。

(7) 利用課等 配信システムにより災害映像情報の配信を受ける消防局各課（消防学校を含む。以下同じ。）、消防署及び消防出張所をいう。

(運用課における映像情報システムの操作)

第3条 運用課における映像情報システムの操作は、それぞれ次の各号に定める職員及び操作基準によりこれを操作するものとする。

(1) カメラシステムの操作は、指令課の所属職員の中から指令課長が指名する者をもって充て、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 周回監視を行う場合は、最大広角映像を基本とし、拡大監視は行なわないこと。

イ 第1号アにかかわらず、現に災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがあると認知したときは、特定した場所を拡大監視することができる。

(2) ヘリテレシステムの操作は、航空課の所属職員の中から航空課長が指名する者をもって充て、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 通常撮影を行う場合は、最大広角映像を基本とし、拡大撮影は行なわないこと。

イ 第2号アにかかわらず、現に災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがあると認知したときは、特定した場所を拡大撮影することができる。

(3) 地球局の操作は、指令課の所属職員で第1級陸上特殊無線技士の資格を有する者のうちから指令課長が指名する者をもって充て、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 地球局による災害映像情報の伝送の決定は、指令課長が行うものとする。

イ 地球局による災害映像情報の伝送は、財団法人自治体衛星通信

機構（以下「機構」という。）の定める地域衛星通信ネットワーク利用契約約款（平成3年11月19日付）に基づく所要の事務手続きを行い、伝送許可を得た後に行なうものとする。

（4）配信システムの操作は、指令課の所属職員の中から指令課長が指名する者をもって充て、次に掲げるところにより行なうものとする。

ア 通常時の配信映像は、カメラシステム映像及びカメラシステムと情報収集用放送映像を合成した4分割映像とし、原則として映像の切替は行なわないこと。ただし、第5条に掲げる目的外映像の配信を行なう場合は、この限りでない。

イ 災害が発生したときは、利用課等へ災害状況を最もよく視認できる災害映像情報を配信すること。

ウ 災害事案処理が終了したとき又は災害時案処理中であっても、現に配信中の災害映像情報の配信が不要となったときは、速やかに通常時の配信映像に切り替えること。

2 運用課における機器の取り扱いは、別に定める機器取扱マニュアルに基づき行なうものとする。

（利用課等における配信システムの操作）

第4条 利用課等における配信システムの操作は、別に定める操作マニュアルに基づき行なうものとする。

（目的外映像の配信）

第5条 所属長は、災害映像情報以外の映像を、配信システムを利用して利用課等に配信しようとするときは、目的外映像配信依頼書（様式第1号）により指令課長に依頼するものとする。

2 指令課長は、当該映像情報の配信理由及びその内容を確認し、配信が必要であると認めるときは、災害対応に支障を与えない範囲でこれを行なうものとする。

3 指令課長は、前項の確認に基づき、配信の可否及び災害発生時の対応について、目的外映像配信回答書（様式第2号）により回答するものとする。

（個人情報管理）

第6条 利用課等は、配信システムにより取得した災害映像情報に千葉

市個人情報保護条例（平成7年千葉市条例第42号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に定める個人情報（以下、「個人情報」という。）が含まれる場合は、第1条に定める「発生する災害を早期に発見し、その被害状況を把握する」目的以外のために、当該情報を内部で利用し、又は当該情報を利用課等以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 利用課等の内部で利用し、又は利用課等以外のもの（保護条例第2条第2号に定める実施機関に限る。）に提供する場合であって、当該情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該情報が不可欠であり、かつ、当該情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、当該情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。  
(提供先に対する制限等)

第7条 利用課等は、前条ただし書きの規定により災害映像情報を提供する場合は、提供を受ける者に対し、当該映像情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(映像情報等取扱責任者)

第8条 所属長は、災害映像情報等の適正な管理を行うため、所属職員のうちから映像情報等取扱責任者を指名するものとする。

2 映像情報等取扱責任者は、取得した災害映像情報等の保管、消去、廃棄等の管理について必要な措置を講じるものとする。

(装置等の維持管理)

第9条 運用課及び利用課等は、映像情報システムの運用が円滑にでき

るよう、映像情報システムに係る装置等の維持管理に努めなければならない。

- 2 所属長は、配信システムに故障又は異常が発生したときは、指令課長に修理又は調査を依頼するものとする。
- 3 映像情報システムに係る装置等の維持管理に必要な事務手続きは指令課が処理する。

(補則)

第10条 配信システムにより市役所、区役所及びその他の関係機関に災害映像情報を配信する場合は、当該映像情報に含まれる個人情報の適正な取り扱いを確保するため、当該映像情報の配信に関し別に覚書を締結するものとする。

- 2 前項の場合において、運用課及び利用課等以外の者がカメラシステム及び配信システムを操作する場合の取り扱いは、第3条第1号、同条第4号及び第4条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年3月15日から施行する。
- 2 千葉県防災用映像情報システムに係る映像情報取扱要綱（平成8年4月1日8千消指第1号）は廃止する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

目的外映像配信依頼書

<p style="text-align: right;">依頼番号 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 警防部指令課長</p> <p style="text-align: right;">所属長 _____</p> <p>このことについて、業務に必要なため、下記のとおり目的外映像の配信を依頼します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
1 映像情報の名称	
2 映像情報の内容	
3 映像情報の種類	VHS SVHS Hi8 DV MiniDV その他 ( )
4 配信理由	
5 配信希望日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
6 配信中止時の再配信希望	有 無 (該当を○で囲む)
7 再配信希望日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
8 その他	
9 担当者職氏名 連絡先	職名 氏名
	電話 FAX
	Email

様式第2号

目的外映像配信回答書

回答番号 号 平成 年 月 日	
_____様	
警防部指令課長	
平成 年 月 日付依頼番号 号で依頼のあった目的 外映像の配信について確認した結果、下記のとおり実施することとし たので回答します。	
記	
1 映像情報の名称	
2 映像情報の種類	VHS SVHS Hi8 DV MiniDV その他 ( )
3 配信可否	配信可 配信不可
4 理由	
5 その他 (配信許可条件等)	
6 配信日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
7 再配信日時	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
8 担当者職氏名 連絡先	職名 氏名
	電話 FAX
	Email
9 指令課担当者 職氏名連絡先	職名 氏名
	電話 FAX
	Email

